

愛知県立芸術大学附属図書館利用内規

昭和 43 年 6 月 6 日

最近改正 平成 12 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この内規は、愛知県立芸術大学附属図書館規程第 10 条の規定に基づき、図書館の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書の種類別)

第2条 本館備付けの図書は、次のとおりとする。

- (1) 貴重図書及び特殊資料
- (2) 参考図書
- (3) 普通図書
- (4) 楽譜
- (5) 新聞・雑誌等の定期刊行物
- (6) 録音資料及び録画資料
- (7) マイクロフィルム

(開館時間)

第3条 開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、必要により変更することができる。

(休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。ただし、臨時に休館を必要とするとき、及び長期休業中の開館日は、その都度図書館長が定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 本学の定める休業日
- (5) 毎月第 1 月曜日

(閲覧室)

第5条 館内で図書を利用する者のために、次の閲覧室を設ける。

- (1) 学生閲覧室
- (2) 開架閲覧室
- (3) 教員閲覧室
- (4) 新聞閲覧室
- (5) 聴覚室
- (6) 視覚室

(館内閲覧の手続)

第6条 図書を館内において閲覧しようとする者は、閲覧票(様式 1 号)に必要な事項を記入

し、身分証明書又は学生証とともに係員に提出し、図書の貸出を受けなければならない。

2 同時に貸出を受けることのできる冊数は、特に必要のある場合のほかは 3 冊以内とする。

3 開架閲覧室備付けの図書は、自由に閲覧することができる。ただし、当該室から持ち出す場合は、第 1 項の手続きをとらなければならない。

(閲覧図書の返納)

第7条 退館の際は、図書を係員に返納し、身分証明書又は学生証の返還を受けなければならない。

(閲覧上の注意)

第8条 閲覧者は、閲覧席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 喫煙及び飲食をしないこと。
- (3) 他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(図書の帯出手続)

第9条 図書を館外に帯出しようとする者は、帯出票(様式 2 号)に必要な事項を記入し、身分証明書又は学生証とともに係員に提示し、図書を借り受けるものとする。

(帯出冊数及び期間)

第10条 帯出できる冊数及び期間は、特に必要がある場合のほか、次のとおりとする。

教員	20 冊以内	2 か月以内
学生	3 冊以内	15 日以内
大学院生	5 冊以内	15 日以内
その他の者	3 冊以内	15 日以内

(帯出禁止図書)

第11条 次の図書は、特に必要のあるほかは帯出することができない。

- (1) 参考図書
- (2) 大型図書
- (3) 巻物
- (4) 雑誌及び新聞
- (5) 録音資料及び録画資料
- (6) マイクロフィルム
- (7) 試験期における特定図書
- (8) その他図書館長が特に定める図書

(転貸の禁止)

第12条 帯出した図書は、他人に転貸してはならない。

(帯出図書の返納及び継続手続)

第13条 帯出した図書は、期限までに必ず返納しなければならない。

- 2 帯出した図書を継続して利用したいときは、当該図書を持参し、あらためて第9条の手続をとらなければならない。ただし、再帯出を認めないことがある。

(図書の長期利用)

第14条 各研究室及び事務室において、図書を長期に利用しようとする者は、図書利用申請書(様式4号)に必要な事項を記入して、図書館長に願出するものとする。この場合、利用期間は1か年以内とし、40冊を超えないものとする。

(入庫)

第15条 図書の検索のため入庫しようとする者は、必ず係員の許可を受けなければならない。

- 2 図書検索者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 図書の位置を乱さないこと。
 - (2) 出納員のさまたげにならないこと。
 - (3) 外装衣等の着用、及びかばん、風呂敷包等の携帯、並びに喫煙をしないこと。

(予約)

第16条 利用者の必要とする図書が帯出されている場合は、当該図書を予約することができる。

- 2 前項の予約をしようとする者は、予約票(様式3号)に必要な事項を記入して、係員に提出しなければならない。
- 3 予約票により、予約した者は、当該図書の返納後、優先して帯出することができる。
- 4 予約の優先順位は受付順による。
- 5 予約は帯出中の図書についてのみ認める。

(督促)

第17条 図書館長は、必要があるときは、帯出中の図書を調査し又は返還を求めることができる。

(視覚室)

第18条 視覚室の利用は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本学教員がスライド等を利用して講義を行う場合
 - (2) 本学教職員が研究及び事務上必要な会議を行う場合
 - (3) その他図書館長が必要と認めた場合
- 2 視覚室を利用しようとする者は、その前日までに、図書館長の許可を受けなければならない。